

岡崎市がん検診受診率向上プロジェクト

1 がん対策推進基本計画の概要

がん対策推進基本計画は、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号、改正：平成 28 年法律第 107 号）に基づき、政府が策定しています。がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県がん対策推進計画の基本となるものです。

令和 5 年 3 月 28 日に閣議決定された第 4 期がん対策推進基本計画は「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」を全体目標として掲げました。これまでの「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」の 3 本柱を維持しつつ、がん教育及びがんに関する知識の普及、患者・市民の参画の推進等の「これらを支える基盤」について取り組むことで、総合的ながん対策を推進します。また、がん検診受診率の向上を目的とし、指針に基づく全てのがん検診において受診率 60%を目指しています。

2 本市の現状

本市においては、第 1 次計画に引き続き平成 26 年 3 月に「健康おかげき 21 計画（第 2 次）」を策定し、その計画に基づき施策を実施してきました。そして、令和 5 年度に最終評価を行い、今後の課題や取組の方向性について明らかにしました。なお、本市におけるがん検診受診率については、次の表のとおりです。

○ がん検診受診率

（令和 5 年度 健康おかげき 21 計画市民健康意識調査）

	胃がん検診	肺がん検診	大腸がん検診	子宮がん検診	乳がん検診
男性	45.6%	36.9%	41.0%		
女性	42.9%	36.2%	44.7%	40.2%	47.9%

※胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん検診は 40 歳～69 歳、子宮がん検診は 20 歳～69 歳の受診率

3 プロジェクトの概要

平成 21 年度に、岡崎市は CSR（Corporate Social Responsibility）の一環として、「がん検診受診率向上プロジェクト」に取り組んでいる東京海上日動火災保険、東京海上日動あんしん生命保険、岡崎信用金庫と 4 者による協定締結をしました。このプロジェクトの形態は、基本的に地元金融機関、東京海上日動、そして、自治体が協力し合って、事業を推進しているものです。

上記のがん検診の受診率は、令和 5 年度健康おかげき 21 計画市民健康意識調査から把握した数値であり、職域の受診を含んだものになります。がん検診受診率向上については、民間企業等の皆さんと協力し合い、幅広く啓発することが必要不可欠です。

4 構成について

プロジェクト構成は、次のとおりとします。

東京海上日動株式会社、岡崎信用金庫、岡崎商工会議所、(社)岡崎市医師会、(社)岡崎
歯科医師会、(社)岡崎薬剤師会、岡崎市